

MUFG BK 中国月報

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

2023年10月号(第212号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特集

◆ デジタル人民元の現状と展望

帝京大学

経済学部 教授 露口洋介 1

■ 経済

◆ 2023年上半期の経済状況と2024年に向けた政策対応への期待と不安

公益財団法人国際通貨研究所

開発経済調査部 上席研究員 梅原直樹 5

■ 人民元レポート

◆ 人民銀行は、景気刺激と為替安定の二兎を追う

三菱UFJ銀行

グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦 9

■ スペシャリストの目

◆ 税務会計:研究開発費の割増損金算入政策実施ガイドライン(2.0版)の公布

KPMG 中国

日系企業サービス 税務パートナー 李輝 14

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

国際アドバイザリー事業部 シニアアドバイザー 池上隆介 18

■ 主要経済指標

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部 23

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特集

デジタル人民元の現状と展望

帝京大学
経済学部
教授 露口洋介

1. デジタル人民元の開発開始

デジタル人民元は、中国人民銀行（以下「人民銀行」）が発行する中央銀行デジタル通貨（CBDC）であり、人民銀行が2021年7月に発表した「デジタル人民元白書」（以下「白書」）によると、人民銀行が発行するデジタル形式の法定通貨である。

人民銀行は、2016年1月に開催したデジタル通貨シンポジウムにおいて、2014年からデジタル人民元の研究開発を始めていたことを明らかにした。同シンポジウムでは、「デジタル通貨の発展が、中央銀行の現金発行業務や金融政策に新たなチャンスと挑戦をもたらしている」ことがデジタル人民元開発の理由として挙げられている。この「デジタル通貨」には当時、中国国内で活発に取引されていたビットコインなどの暗号通貨と、アリペイやウィーチャットペイなどの第三者決済サービスが含まれていた。デジタル人民元の開発は、当初はこのような国内要因によって開始された。2023年7月5日に人民銀行の易綱総裁（当時）が行った講演（以下「講演」）において、デジタル人民元の目的として次の3点が指摘されている。①通貨発行と中央銀行決済システムの効率性を向上させること。②既存の電子決済システムである銀行カードや、アリペイ、ウィーチャットペイのような決済プラットフォームなどが提供する決済チャンネルでも利用でき、これらに対してよりよいインフラを提供すること。③金融包摂を推進し、銀行口座へアクセスできない人々に金融サービスを提供すること。

「白書」では、デジタル人民元は一般大衆や企業が利用するリテール決済に特化すると述べている。日米欧などでは、中央銀行と銀行間で取引されるホールセール決済も研究対象とされている。これに対して中国では、これらのデジタル人民元の3つの目的を果たすために、リテール決済に特化して開発が進められている。

2019年6月に、米国フェイスブック（現メタ）がデジタル通貨「リブラ」の発行を公表した。リブラは、主要通貨のバスケットを裏付けとする価値の安定したステーブルコインと呼ばれるデジタル通貨であるが、バスケットに占める米ドルのウエイトが事実上50%を超えるものであった。このため、人民銀行はこれを米ドルによる国際的通貨覇権の強化であり、人民元の国際化への挑戦と受け取った。そこで、これに対する対抗措置として、デジタル人民元の開発が急がれることになった。この段階で、デジタル人民元の開発にはリブラに対する対抗措置という国際的側面が加わることとなった。2019年9月に人民銀行の易綱前総裁が記者会見において「デジタル人民元は積極的な進展を得ている」と発言したことによって、デジタル人民元実現の可能性が広く認識されるようになった。

なお、リブラは欧米各国からも監督規制が困難との理由で批判され、ディエムと名称を変更するなどしたが、結局2022年1月に開発が断念された。しかし、デジタル人民元の開発進展を眺め、これに対抗するという側面もあって、日米欧など各国がそれぞれのCBDCの研究開発を加速させたため、今度は人民銀行が各国の動きを見てデジタル人民元の開発をさらに推進するという相互作用が生じている。「白書」でもデジタル人民元開発の背景として、各国がCBDCの研究開発を進めていることを挙げている。

2. 実証実験

2019年の年末から、人民銀行は深圳、蘇州、雄安、成都と北京冬季オリンピック会場においてデジタル人民元の実証実験を開始した。2020年12月には深圳において5万人の大衆に1人当たり200元(約4,000円:2023年9月8日時点)のデジタル人民元を配布し、利用についての実証実験に移った。2020年11月には上海、海南、長沙、西安、青島、大連が、2022年3月には、天津、重慶、広州、福州、厦門、浙江省のアジア競技大会会場(2023年9月23日~10月8日開催予定、杭州、寧波など6都市)へと実験地点は順次拡大され、「講演」では現時点で全国17省の中の一部の地区でデジタル人民元の実証実験が実施されていると述べられている。

この実証実験によって、実際にデジタル人民元を利用した店舗での取引などが試されているが、実験開始以降の累計取引金額は2021年6月末までで345億元、2023年3月末まででは8918億6000万元と順調に拡大している。また、人民銀行は2022年12月分の統計から流通中の現金(M0)にデジタル人民元を含めることとした。同月のM0の総額10兆4700億元に対して、デジタル人民元の流通量は136億1000万元といまだに極めて少額にとどまっている。ただし、「講演」において易綱前総裁は、「デジタル人民元の残高は現金全体の1000分の1にとどまっているが、取引速度が速いのでこの残高を使った取引規模はかなり大きい」と述べている。

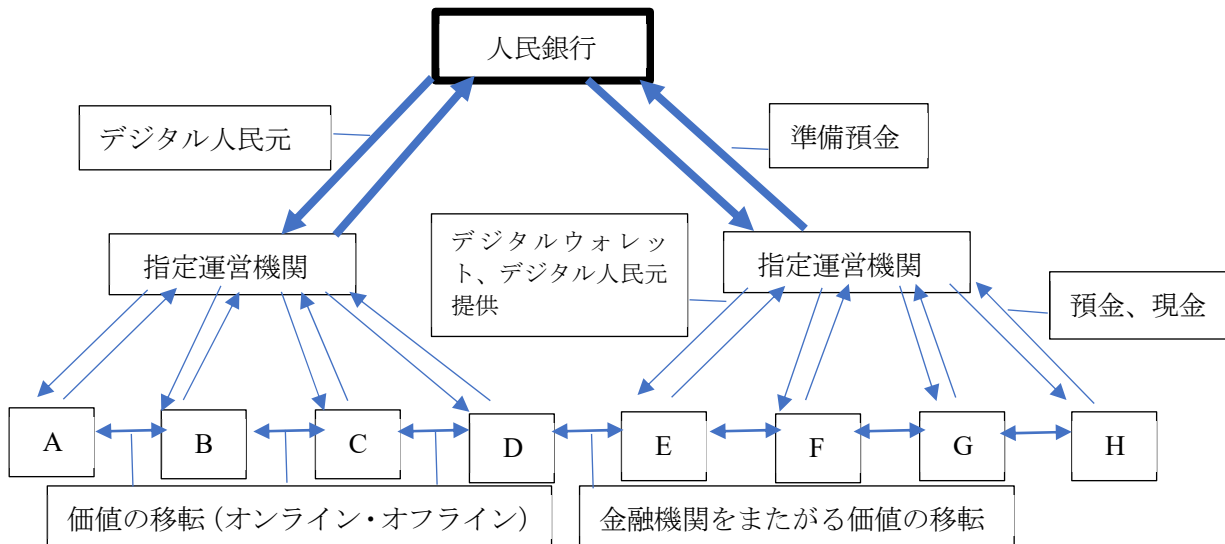
3. デジタル人民元の概要

「白書」によるとデジタル人民元は、人民銀行が発行するデジタル形式の法定通貨である。人民銀行の大衆に対する債務として発行され、デジタル方式で価値の移転が行われる。この点に関し、「講演」において易綱前総裁は、「デジタル人民元は法律的には物権に基づくものであり、占有の移転とともに所有権が移転する」と述べている。「白書」では、「デジタル人民元は口座方式と価値移転方式を併用し」、「暗号方式で価値移転を実現」、そして、「一般の銀行口座との紐付けは必ずしも必要ではなく、デジタルウォレットによって価値の移転が行える」とされている。デジタル人民元では、価値の移転を人民銀行が管理する口座間移動で行う「口座型」の管理を行いつつも、同時にスマートフォンなど端末に保存されているデータそのものに暗号方式で価値が付与され、その移転によって所有権が移転する「トークン型」を採用している。これによって、従来の現金と同じく「支払い即決済終了」とインターネット環境にないオフラインでも価値の移転が可能となっている。

「白書」によると、デジタル人民元は人民銀行による「集中管理方式」と、人民銀行と商業銀行からなる「二層運営方式」を採る。第一層の人民銀行はデジタル人民元の実行から消却に至る全過程を集中管理し、オンラインが利用できる環境にあっては、価値の移転は第一層における口座移転に反映される。第二層では、一部の大銀行やアリペイ、ウィーチャットペイなどの決済プラットフォーム

ームからなる指定運営機関が人民銀行からデジタル人民元の発行を受け、他の商業銀行などとともにデジタル人民元の流通サービスにあたる。指定運営機関は、デジタル人民元を受け取るにあたって、人民銀行に100%の支払い準備を保有しなければならない。機関をまたぐデジタル人民元の価値の移転は全て人民銀行のシステムを通して行われる。100%準備金なので、デジタル人民元による信用創造は生じない(図)。

【図 デジタル人民元の発行・流通方式】



(出所) 各種情報に基づき筆者作成

また、「白書」によると、デジタル人民元は「コントロールされた匿名性」を持ち、小口取引は匿名で、大口取引は法の定めに基づき遡及できるとされている。「講演」では、デジタル人民元取引限度などは4つのクラスに分けられるが、最も限度額の小さい第4のクラスは銀行口座との紐付けなどの実名制が要求されず、匿名性を有すると説明されている。

銀行預金からデジタル人民元への大規模なシフトが起きると、銀行の信用創造機能が低下する恐れがある。「講演」では、二層運営方式は現在の現金の流通システムを最大限保持するものであり、加えて、大規模なシフトを回避するためにいくつかの措置を執ると述べている。第一に、デジタル人民元取引限度額を設置する。第二に、残高も制限する。第三に、デジタル人民元は無利子である。また、預金保険制度によって銀行預金の安全性を保証していることも、シフトを回避する効果を持つ。なお、「白書」では、人民銀行は指定運営機関からデジタル人民元発行流通に関する費用を徴収しないし、指定運営機関も個人顧客からその払い出し、回収に関する費用を徴収しないとしている。

4. クロスボーダーの利用

「白書」では、デジタル人民元は当面、国内のリテール決済の需要を満たすことを主に使用されるしつつ、2020年末から香港との間でデジタル人民元クロスボーダー決済の実験を開始した。2021年2月にはタイ、アラブ首長国連邦(UAE)、香港、BIS・イノベーションハブ(香港)とともにデジタル通貨間ブリッジ構想(mCBDC Bridge)に参加するなど、クロスボーダーの利用について

研究を進めているとも述べられている。「講演」では、これらのプロジェクトですでに実証実験が行われていることが明らかにされている。mCBDC Bridge では、各国の中央銀行間をつないだブリッジ上で、ある国の CBDC から他の国の CBDC に交換された後、その資金を現金や電子マネーなどその国の顧客の望む通貨の形に転換することが実験されている。現在までに、CBDC がクロスボーダー決済の効率を高め、コストを引き下げるなど積極的な成果が確認されたと説明されている。

本月報 2023 年 6 月号の特集「CIPS 決済の増加と金融制裁」でも述べたように、中国は、これまで、安全保障の観点もあって、中国と他国間の取引決済についての人民元建て比率の上昇に努めてきた。人民銀行によると 2023 年第 1 四半期において、中国の対外取引決済に占める人民元建て決済の比率はすでに 57%に達している。2022 年 2 月以降のウクライナ侵攻に伴う対ロシア金融制裁によって、世界各国は対外決済を米ドルに過度に依存していると金融制裁の危険性が高まることを強く認識した。金融制裁の回避を狙う国々は、米ドル以外の通貨による対外決済を検討し始めている。この機会をとらえて中国政府が、人民元が中国自身の取引だけでなく、第三国間取引においても世界で幅広く使用される通貨となるよう、資本取引の自由化を拡大し、人民元の国際化を一層推し進めることが考えられる。そして、デジタル人民元の普及はこのような動きを促進する可能性がある。

今後、デジタル人民元を利用したクロスボーダー決済が低コストで便利に行われ、広く普及するならば、日本と中国の間の貿易取引や資本取引における人民元建て決済の比率が上昇していく可能性がある。さらに、東南アジアや中央アジアといった多くの国々でデジタル人民元によるクロスボーダー人民元決済が普及し、資本取引自由化により人民元の調達が簡便になると、日本がこれらの国々と取引を行う際も人民元建て決済を行うことを求められる可能性も存在する。

また、2000 年代前半には、日本の電気街などで中国人観光客が人民元現金で支払い、日本の店舗がそれを受け入れる例が広く見られた。その後、銀聯カード（中国で広く普及しているクレジットカード）や、アリペイ、ウィーチャットペイなどが日本でも使用できるようになっている。その場合、中国人観光客の中国における口座から日本の店舗の口座への送金は円建てで行われている。しかし今後は、以前の現金と同じく、デジタル人民元によって直接日本の店舗に支払うニーズが高まるかもしれない。

日本の企業としても、貿易やインバウンドなど様々な局面において、今後、デジタル人民元を使用した決済に対応することが必要となる可能性がある。そのような可能性について検討を進めておくべきであろう。

(執筆者連絡先)

帝京大学 経済学部

露口洋介

E-mail: yosuke.tsuyuguchi@main.teikyo-u.ac.jp

経済

2023年上半期の経済状況と2024年に向けた政策対応への期待と不安

公益財団法人国際通貨研究所
開発経済調査部
上席研究員 梅原直樹

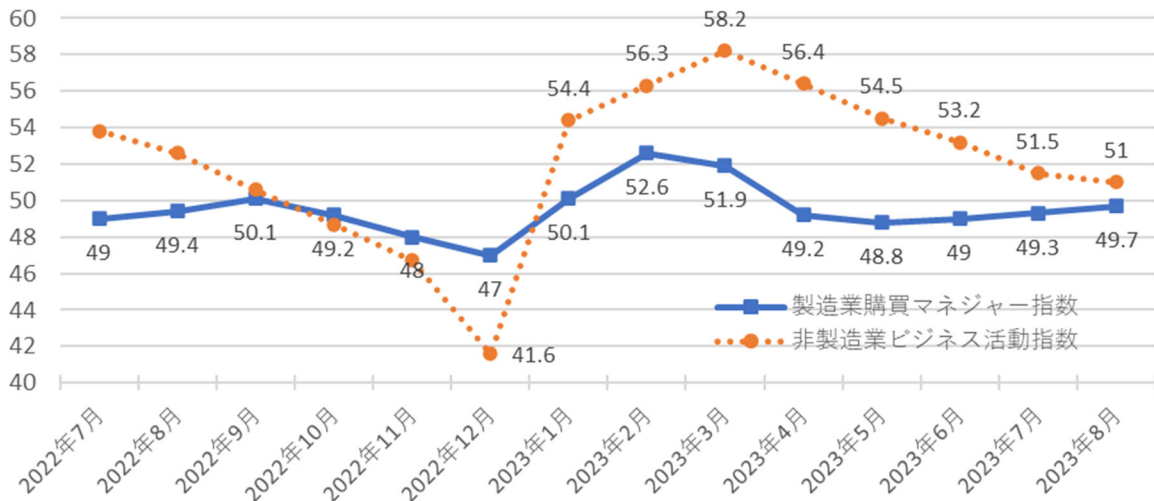
冴えなかった2023年上半期の経済、下期も楽観できず

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）を自国から完全に排除することを目指す中国の「動態（ダイナミック）ゼロコロナ」政策は、2022年11月末、白紙を頭上に掲げる若者の抗議活動を誘発し、その後、全面解除となった。2022年来、変異株への柔軟な対応が求められてきたが、同年10月には中国共産党の第20回党大会という極めて重要な政治イベントを控えており、ウクライナではロシア軍の侵攻が進む中で、当局は国内の社会統制を緩める方向を選択肢にすることはできず、ゼロコロナ政策の緩和は実現しなかった。

第20回党大会で3期目の習近平体制が固まり、ゼロコロナ政策も解除されると、新指導部、つまり李強・新首相（国務院総理）への期待が高まり、2023年に中国経済は急回復に向かうというシナリオが流布された。実際2023年1月には、サービス業ビジネス活動指数は前月の41.6から54.4に大幅に改善、製造業PMIも前月の47.0から50.1へと、好不況の境目となる50を超える大幅な改善となった（図表1）。しかし前者は3月に、後者は2月にはピークとなり、その後は下落の傾向を見せた。製造業PMIは4月に50を割り込んだことで、中国経済への見方も曇り始める。巷の報道では春節休暇後、外資企業が多く進出する沿海地区の工場では海外からの受注が消え、農民工（農村からの出稼ぎ労働者）の採用を止めて、工場再開を諦めざるを得ない経営者が出始めたと報じられた。景気悪化の懸念が徐々に強まる中、7月に開催された党幹部の経済会議では、需要不足対策が打ち出される方向となった。

そうした成果もあり、足元、製造業のPMIは徐々に上向いてきている。2023年9月には50を超える可能性も見せるが、これまでの経済状況の足取りを考えると、果たして下半期に持続的に50を超えたまま推移するか、つまり景気が徐々にでも上向いていくかは、まだはっきりしない。ここで甘い予想をするのは時期尚早であり、もう暫く観察することが必要である。

【図表1 製造業PMIとサービス業ビジネス活動指数】



(注) 50が景況感の改善・悪化の分岐点。

(出所) 中国国家统计局

減速しつつある中国経済に新たにのし掛かった失速の懸念

2023年上半期における製造業の不振が、輸出の弱さと国内消費の弱さに連動しているのは当然である。輸出は、欧州などの景気の弱さに加え、外資企業が中国での製造コストの上昇を意識する中で進行した米中安全保障対立の下、リスク分散の意識も高まっている。そこでこれを機に、製造拠点をベトナムやインド、メキシコなどヘシフトする動きが進んだと推察される。国内消費の低迷については、2020年に始まった不動産不況による逆資産効果が重くのし掛かり、また、2022年の都市封鎖の心理的トラウマが、節約志向や貯蓄志向を高めたと見られる。さらに、鄧小平時代と逆行するイデオロギー重視の政治傾向の下、アリババの創業者であるジャック・マー（馬雲）を師と仰いできた若き民営企業家を、無意識に萎縮させたとも考えられる。これらは循環要因でなく、構造要因と言えるものである。

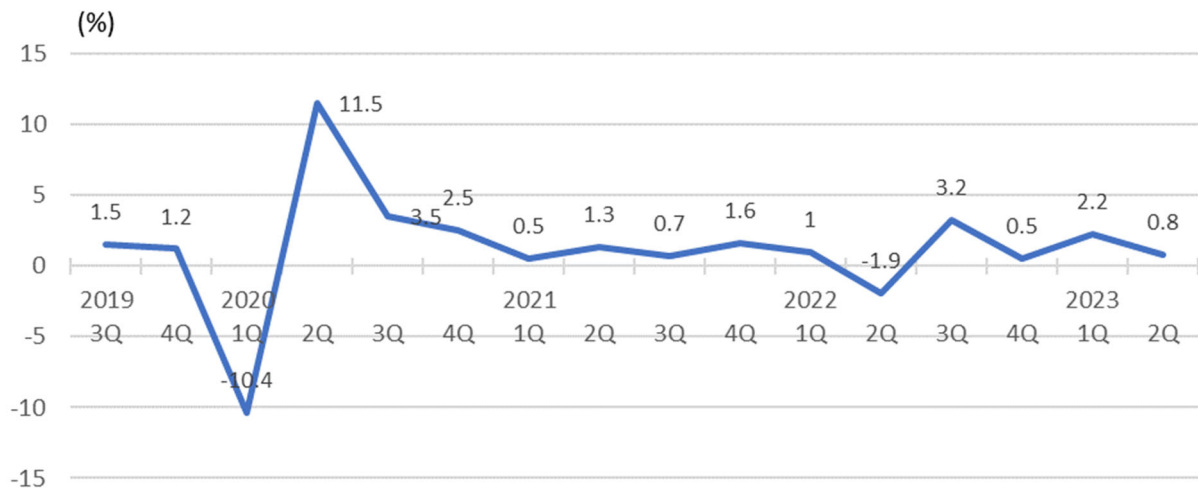
第3期習近平体制の発足により、指導部の新陳代謝は少なくともあと5年は進まないだろう。社会の統制強化も終着点が見えない。それは社会の閉塞感や停滞感に繋がる。したがって政府がこれまで同様、循環要因に対して手を打っても、経済状況は根本からは改善せず、逆に失速に向かう危険性もある。そもそも消費活動は、政府部門のそれを除けば、中国共産党に指導されて行うものではなく、庶民が自由気ままに行うものである。消費者の信頼感が失われてきている中で、中国共産党は庶民にコロナ慰労金などを配り、自由に使わせる方が良かったのかもしれない。中国の今後の景気浮揚策とその効果については、慎重に観察を続けていかねばならない。

実力が試される李強・新政権

2023年7月半ば、第2四半期の実質国内総生産（GDP）成長率が公表され、前年同期比+6.3%と高めの数字となった。しかし、これは上海都市封鎖が行われた年を発射台にしたものであり、前年第

2 四半期の同+0.4%と平均すれば+3.4%にとどまる。これでは2023年目標の+5%前後の速度には及ばない。さらに、前期比で見れば、成長率は+0.8%（年換算+約3.2%）と2023年第1四半期の前期比+2.2%（年換算+8.8%）に比べて顕著に減速している（図表2）。年初来の経済急回復への期待は急速に萎み、新政権発足の「ご祝儀時期」は終了したと見られる。8月末から利下げや不動産購入制限の緩和など様々な政策が打たれており、今後、李強首相の本気の指導力が試されていくことになる。

【図表2 実質GDP（前期比）】



（注）季節調整済み。元データ（年率換算未実施）。（出所）中国国家统计局

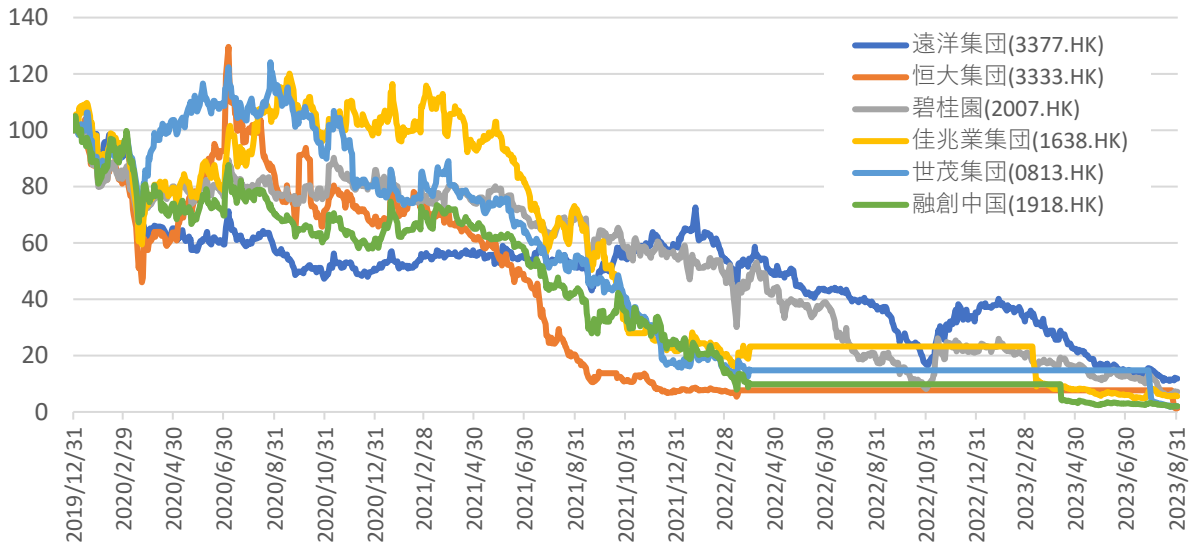
悪いニュースが続く中国経済、根本的な政策対応が見えてこない

中国経済は2023年7月以降、悪いニュースが増えた。外から見て特に目立ったのは、やはり大手不動産デベロッパーの資金繰りの悪化と、それが放置され続けていることである。広東省深セン市に本社を置く民営大手の恒大集団は、2021年12月にドル建て社債がデフォルト（債務不履行）となり、実質破綻状態に陥った。その直後に公表すべきだった2021年度の決算は発表が遅れ、2023年7月ようやく2022年度の決算と併せて発表された。しかし、それは2年連続の巨額赤字という結果であり、財務諸表は同集団が債務超過に陥っていることを示した。2023年8月、同集団は香港で株式取引を再開させたが、市場の評価は厳しく、取引停止時比8割減水準での取引となっている（図表3）。

2023年8月半ばには、広東省仏山市に本社を置く、碧桂園（カントリー・ガーデン）の資金繰り不安の噂が広がった。同社は、本土の3線都市、4線都市とされる地方都市において不動産開発に強みを持つ、民営不動産大手である。また、国営の遠洋集団も資金繰り悪化が伝えられた。こうした不動産各社の香港市場での株価は大きく下落している（図表3）。さらに同月、中国最大級の資産運用会社の一つである中植企業集団傘下の信託会社、中融国際信託が債務不履行を起こしたと報じられた。経済不安は不動産デベロッパー業界から、金融業界に飛び火する気配も見せており、信託商品を購入しているいわゆる「富裕層」にも激震が走りかねない。今の状況で政府が需要喚起策を打

っても、人々は不動産を買うことのリスクを強く意識しているために様子見を決め込む者が多いと見られ、当面は儉約志向、貯蓄志向に走るのもやむを得ない状況だ。

【図表3 中国本土デベロッパーの株価 (2019/12末=100とした指数)】



(出所) Refinitiv Datastream

中国経済の発展シナリオは書き換えが必要か

残念ながら中国経済の成長力は、2020年からの3年間で大きく削がれてしまったように見える。2023年6月末現在の中国が抱える債務はGDPの300%近くに達し、大規模な経済対策を打つにしてもその余力がかつてのように十分にあるのかどうか疑わしい。需要が乏しい中で金融緩和策を打っても、カネは実需にも、不動産にも向かえず、そのまま預金にとどまるか、海外への資本逃避に向かうしかなくなりつつあるようだ。今の延長線上の対策で、中国経済が再び活力を取り戻せるか疑念が深まる。中国の長期的な経済成長はピークアウト期を迎え、これまでのように「徐々に減速するが成長率は高く、引き続き世界経済をリードできる」とするシナリオは、やや楽観的に見え始め、大胆な見直しが必要な時期に差し掛かっているのかもしれない。引き続き、政策当局の対応と成果をしっかりと観察していくことにしたい。

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

E-mail: admin@iima.or.jp ホームページ: <https://www.iima.or.jp>

人民元レポート

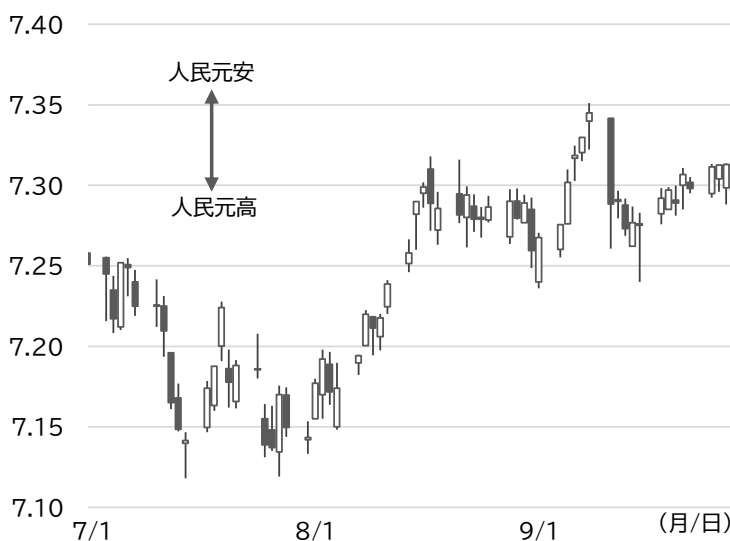
人民元は、景気刺激と為替安定の二兎を追う

三菱UFJ銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

9月のレビュー

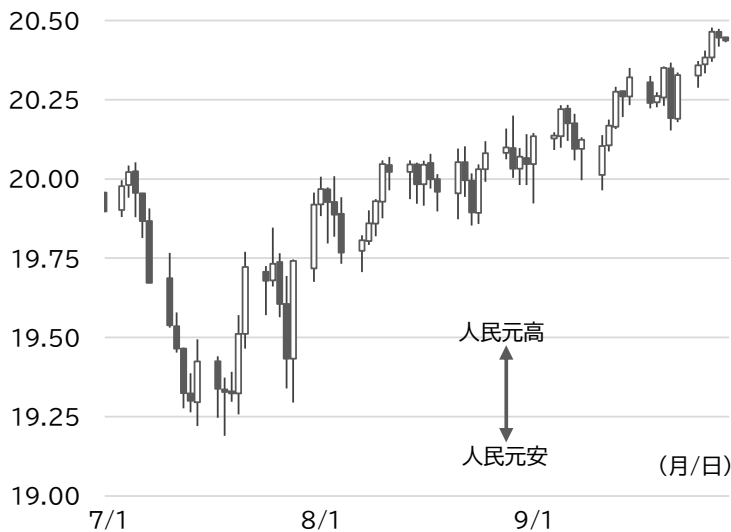
中国人民幣（以下、「人民幣」）の対ドル相場は7.24台で寄り付いた。1日の取引開始直前に、中国人民銀行（以下、「人民銀」）が外貨預金準備率の引き下げを発表。これを受けて人民幣高が進行したが、5日には民間版サービス業PMIの悪化を受けて7.29台まで反落すると、同日夜には7.3大台に到達した。翌6日は、対ドル基準値が7.19台と大幅な人民幣高方向に設定されたものの、取引開始直後には7.32台まで下落した。8日には16年ぶりの安値圏となる7.34台まで下げ幅を拡大している。しかし、週明け11日に人民銀が「全国外国為替市場自主機構」の会議で「金融当局は必要時にすぐに対応を取る」との方針を明らかにすると、7.26台まで急騰。12日には一旦7.29台まで反落したものの、15日公表の8月小売売上高、鉱工業生産などの主要経済指標が軒並み市場予想を上回ったことを受けて、一時7.24台まで上昇した。その後、FRBがタカ派姿勢を強めたことで、21日には再び7.3大台を超えて急落すると、国有銀行による大規模なドル売りが報じられるなかでも、7.31台の安値圏での推移が続いた。国慶節休暇入り前日の28日には再び人民幣高が進み、7.29台で取引を終えている（第1図）。対円相場は20.0台で取引を開始。月初は人民幣安が進行したが、11日の「全国外国為替市場自主機構」の会議を受けて反発した。その後は、22日の日銀による大規模緩和の継続決定を受けて円安が進んだこともあり、人民幣高が加速した。本稿執筆時点では20.4台で推移する（第2図）。

第1図：人民幣対ドル相場（9月29日10時30分時点）



(資料) Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民元対円相場（9月29日10時30分時点）



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

大型連休を控え、人民銀は大規模な流動性供給を実施

人民銀は15日、3月以来、今年2回目となる預金準備率の引き下げに踏み切った（第3図）。本措置によって、5,000億元（約687億ドル）の流動性が供給されたと報じられている。また、人民銀は今年18日以降、日次の金融調節でも合計1.7兆元の流動性を供給した。国慶節の大型連休を控えていることに加え、9月末が地方政府のインフラ投資向け資金調達期限であったことから、資金需要が逼迫しやすくなっていた。人民銀は資金不足によって短期金利が上昇し、景気回復に水を差すことのないよう対処したと言えそうだ。

景気下支えと、人民元安抑制の両立を図る人民銀

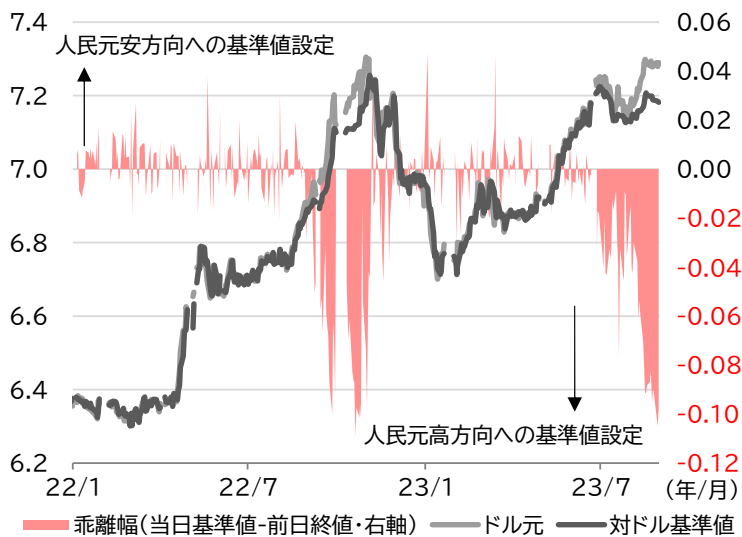
人民銀の追加的な金融緩和に加え、FRBのタカ派傾斜が進んだことで、中米金融政策格差が拡大した。人民元には下押し圧力がかけられ続けているが、このことに対して、人民銀は毎営業日の対ドル基準値を人民元高方向に設定するなど、人民元安抑制の姿勢をあらわにしている（第4図）。かかる状況下、人民銀は25日に開催した四半期会合の場で、「金融緩和の強化」と「人民元相場の安定」の両方を達成するとの方針を打ち出した。前回6月の声明と比較すると、今回の声明には「金利や準備金などの政策ツール」を活用して「金融政策の実行レベルを強化」という文言が追加されている。その一方で、通貨政策に関しては「一方的、かつプロシクリカルな行動を断固として是正」という、人民元売りを牽制する非常に強い表現が新たに盛り込まれた。さらなる諸政策金利の引き下げを示唆しつつ、結果として進む人民元安には規制強化を通じて対処する方針を示したということだ。

第3図：預金準備率と金融機関の新規貸出伸び率（8月まで）



(資料) 中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：ドル人民元相場と人民銀が設定する対ドル基準値



(資料) CFETS、Refinitivより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

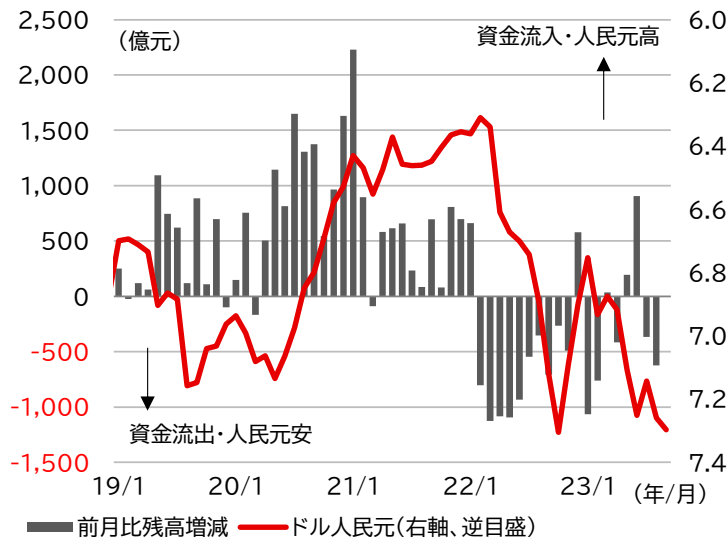
目先は、対内証券投資の流出が続く見通し

もともと、目先は中国国外への資金流出に伴う人民元安圧力が持続する見通しだ。中米金利差の拡大を受けて、足もとでは香港経由での対内債券投資が流出超となっているが、この状況は短期的な改善が望みにくい(第5図)。また、8月分の主要経済指標は改善がみられたものの、たとえば小売売上高は、夏休みシーズンの観光業、飲食業の伸びが牽引した季節要因的な側面がある。不動産市況の悪化などからみて、本格的な景気回復には程遠く、債券、株式ともに対内証券投資が本格的な流入に転じる見込みは立っていないと言えるだろう。

国慶節休暇時の海外渡航者の増加は、旅行収支の「悪化」要因となりそう

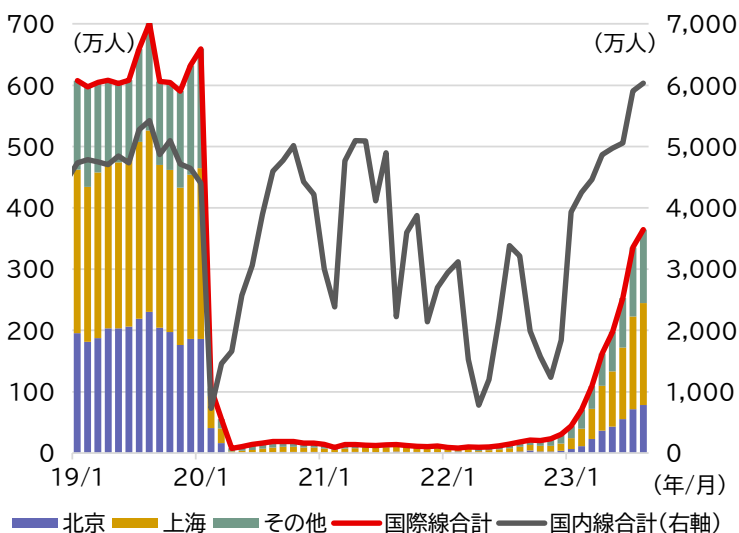
また、29日から10月6日まで中国は国慶節休暇に入っている。民間調査によると、航空運賃の高止まりなどを受けて前半の海外旅行が手控えられた反動で、国慶節休暇時には、中国人に人気の観光地である日本やタイを中心に、海外渡航者が増加する見通しとのことだ。8月時点で月間400万人近くまで回復した国際線旅客数は、さらに増加するとみられる(第6図)。雇用や所得が不安定な若年層を中心に、安価な国内旅行を好む人々が増加している可能性はあるものの、海外旅行者の増加は旅行収支の「悪化」に繋がり、人民元相場には一段の下押し圧力がかかりやすいとみられる。

第5図： ボンドコネクト経由の資金流出入(8月まで)



(資料) 債券通、Refinitivより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図： 国際線および国内線旅客数(8月まで)



(資料) 中国民航局、北京首都国際空港株式会社、上海国際空港株式会社より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：国慶節休暇明けの経済政策の動向に注目

国慶節休暇明けの取引は9日に再開される。13日には、消費者物価指数など物価統計が公表され、その後は中期貸出ファシリティ（MLF）金利の月次見直しが予定されている。人民銀は諸政策金利を引き下げる可能性を示唆しており、仮に追加利下げが行われた場合には、中米金融政策格差の拡大が意識され、一段と人民元安が進むことになりそうだ。一方、中央政府は地方政府に対し、10月中に今年計画しているインフラ投資プロジェクトを実施するように指示している。休暇明けには、こうした景気対策が加速することで、市場参加者の景気回復への期待感が高まり、人民元が持ち直す可能性にも目を向けておきたい。

予想レンジ

	23年10月～12月	24年1月～3月	4月～6月	7月～9月
USD/CNY	7.000～7.350	6.900～7.250	6.800～7.150	6.700～7.050
CNY/JPY	19.4～20.7	19.1～20.3	19.0～20.2	18.9～20.1

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023年9月29日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

スペシャリストの目

税務会計: 研究開発費の割増損金算入政策実施ガイドライン(2.0版)の公布

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

概要

国家税務総局所得税司は、科学技術部政策法規及び革新体系建設司と共同して 2023 年 7 月 7 日付けで「研究開発費の割増損金算入政策実施ガイドライン (2.0 版)」(以下「ガイドライン 2.0」)を公布した。研究開発費の割増損金算入を享受する企業のために、多次元のかつ深化した視点からのガイドラインを提供する。

背景

近年、研究開発費の割増損金算入比率が上昇し続けるなか、当該研究開発に係る税制優遇政策は企業に注目されている。より多くの企業が割増損金算入の優遇政策を享受できるようになり、いかにコンプライアンスを遵守し合理的に研究開発費の割増損金算入を享受できるか、研究開発プロジェクトの管理を徹底的に実施できるかがホットトピックスとなっている。2023 年以降、割増損金算入の対象となる全業種の割増損金算入比率は 100%までに引き上げられ、かつ予納の割増損金算入の適用期間も第 3 四半期から上半期の企業所得税申告期間まで繰り上げられる。この時期に公布されたガイドライン 2.0 は、企業が税制優遇を十分に享受できるための明確なガイドラインを示す一方、割増損金算入適用の基礎と前提として、企業が研究開発プロジェクトを適切に管理しなければならないことを提示している。

我々の所見

国家税務総局所得税司は、2018 年に「研究開発費の割増損金算入政策実施ガイドライン (1.0 版)」(以下「ガイドライン 1.0」)を公布し、当時の研究開発費の割増損金算入に関する一連の政策及び経済協力開発機構 (OECD) の「研究と開発調査マニュアル」及び「フラスカティ・マニュアル」で規定された研究開発活動の定義に基づき、企業が割増損金算入政策を理解・把握するための全面的な解釈を提供した。ここ数年間で新たに公布された政策文書に加え、ガイドライン 2.0 は、中国の税制優遇に係る研究開発活動の定義と範囲をさらに統一し、割増損金算入の多くの事例を参考として挙げ、多角的な視点からより細分化、かつ深化した意見と提案を提示している。割増損金算入にあたっては、特に以下の点に留意すべきである。

1. 研究開発活動判断の細分化

ガイドライン 2.0 では、ガイドライン 1.0 における研究開発活動の種類と形態、研究開発活動の判断要件と詳細などの内容を整理・最適化するとともに、「研究開発活動の判断の境界線と説明」という項目が新たに追加された。この部分では、詳細な分類と事例を通じて、割増損金算入できる研究開発活動の判断に係る具体的な提案を行った。これは企業が割増損金算入できる研究開発プロジェ

クトの選別、とりわけ下記の項目にとって重要な指針となる。

1.1 製造業の研究開発活動

ガイドライン 2.0 では、製造業に関連する研究開発活動の境界線について、3つの分野に分けて説明している。これにより、プロトタイプ、ラボスケール、パイロットスケールが研究開発活動であることを明確にした。パイロット生産や工業デザインなど境界線が混同されやすい活動については、研究開発活動に直接関連するか、又は研究開発活動を「フィードバック」する場合にのみ研究開発活動に該当することを、具体例を挙げて説明した。また、アフターサービスや特許などの業務については、ごく一部の特別なケースを除き、研究開発活動に該当しないことを明確にした。

1.2 研究開発活動と科学技術活動

ガイドライン 2.0 では、一般的な科学技術活動と研究開発活動との区別についても具体的な意見を提示し、科学技術活動は「研究開発の需要を満たすために行われる」場合にのみ、研究開発活動とみなされると強調した。

1.3 ソフトウェアに関連する研究開発活動

ソフトウェアに関連する研究開発活動の定義に係る意見は、ガイドライン 2.0 における焦点の1つである。ガイドライン 2.0 では、ソフトウェアの著作権は研究開発活動のシンボルではないことを明確にした。また、ガイドライン 2.0 では、13種類の代表的なソフトウェア研究開発活動及び8種類の代表的なソフトウェア関連非研究開発活動を列挙し、中国の金融、インターネット、科学技術企業が自ら判断する際の明確な指針を示した。

2. 研究開発プロジェクト管理の重要性を強調

研究開発プロジェクト管理は、ガイドライン 2.0 で新たに追加された項目であり、注目すべき点である。この部分の冒頭では、規範的な研究開発プロジェクト管理は、研究開発費の割増損金算入政策の適用における基礎と前提であると指摘している。ガイドライン 2.0 では、一般的な自主研究開発、委託研究開発、共同研究開発の組織形態を明確にただけでなく、研究開発プロジェクトのプロセス管理についても提案している。このうち、研究開発プロジェクトを立案、実施、完了という3段階に大別し、企業が全工程を管理する制度を構築するよう提案している。とりわけ研究開発プロジェクトの実施段階において、企業が研究開発費の全工程の記録、研究開発の進捗状況の記録、プロジェクト資料の規範化管理を適切に実施するよう提案している。

ガイドライン 2.0 における研究開発プロジェクト管理に関する提案は、要綱・方向性を示すものであり、各工程や段階での具体的な実施に対して詳細な要件を定めていないものの、管理を適切に実施する必要性を十分に示している。企業は、ガイドライン 2.0 の概要的な要件に基づき、自社に適した全面的な管理体制の構築を検討すべきである。

3. その他の注目ポイント

上記の2つの焦点に加えて、ガイドライン 2.0 は、過去数年間にわたる割増損金算入に関する多くのホットトピックスについても意見と提案を行っている。

3.1 割増損金算入の対象範囲の再確認

ガイドライン 2.0 では、研究開発費の割増損金算入が他の企業所得税優遇措置と並行して享受できること、失敗した研究開発活動で発生した研究開発費も割増損金算入できること、赤字企業が割増損金算入の適用対象となることを再度明確にした。これは、割増損金算入に係る政策が、研究開発活動を行う企業に対して普遍的に恩恵を与える税制優遇であることを反映している。

3.2 ネガティブリストにある業界に属するかどうかの判断

収益総額に占める主要業務収益の割合の算出方法を明確にした。とりわけ収益総額の完全性と正確性に留意すべきであり、会計上の収益と容易に同一視するべきではないことを提示している。主要業務が多角化している企業の場合、毎年の割増損金算入の申告に先立って収益の割合を計算する必要がある。

3.3 クリエイティブデザイン活動に係る割増損金算入

クリエイティブデザイン活動は割増損金算入の対象となるものの、クリエイティブデザイン活動が研究開発活動に該当しないことを明確にした。研究開発活動とクリエイティブデザイン活動の両方に携わる企業は、両者を明確に区分することにとりわけ注意を払う必要がある。

3.4 研究開発費の割増損金算入とハイテク企業認定における研究開発費基準の差異

ハイテク企業認定における研究開発費基準は、企業の研究開発活動への投資の強度と科学技術力がハイテク企業の基準に達しているかどうかを判断するためのものである一方、割増損金算入できる研究開発費の範囲は、企業の直接的かつコアな研究開発活動への投資を対象とすることを指摘している。また、両方の基準の差異を細分化して比較し、長期前払費用、無形資産償却、設計・試験などの費用における両者の差異を指摘している。上記2種類の税制優遇を同時に享受している企業は、これを参考にしたうえで両者を区別して集計するべきである。

我々の提案

研究開発費の割増損金算入によるメリットを十分に享受するとともに、研究開発プロジェクトの管理の強化も急務である。したがって、企業はできる限り早急に、下記3つの主要項目に取り組むことを提案する。

1. 割増損金算入に関連する政策及びガイドライン 2.0 を参考にし、自社の所属業界の特徴、実際の状況を踏まえた上で、明確かつ統一した研究開発プロジェクトの判断基準を作成し、割増損金算入の対象となるプロジェクトの選別と申告要件に適合しているかどうかをチェックする。

2. 研究開発プロジェクトの全プロセスについて管理制度を構築し、研究開発部門、各関連技術部門と財務部門とを連携させて管理し、研究開発プロジェクトの進捗状況が十分に記録されているかどうかをチェックする。

3. 研究開発費集計の全プロセスが記録されているかどうか、プロジェクト別に段階ごとに正確に集計を行い、費用集計を十分に裏付ける資料があるかどうかをチェックする。

上記3つの研究開発プロジェクト管理の主要項目を徹底的に実行した上で、下記のような状況に該当する企業は、管理面においてさらなる最適化を検討されるよう提案する。

4. 複数の研究開発税制優遇政策を同時に享受している企業（例えば、割増損金算入とハイテク企業認定を同時に享受している場合）は、各優遇政策の要件を踏まえて、総合的な管理制度を構築し、管理効率をさらに向上させる。
5. グループ企業に対して、管理制度の構築や最適化にあたり、グループ本部の統一管理を踏まえて、各子会社の事業の特異性と現地の管理上の特徴も十分に勘案する。
6. 条件の整った企業に対し、オフライン管理制度を構築した上で、オンラインでの管理体制も段階的に構築し、研究開発プロジェクトと費用のインテリジェント化・管理の自動化を実現する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com

スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では8月中旬から9月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【中小企業支援策】

○「中小企業の質の高い発展を促進するための、財政・租税支援政策の実施の強化に関する通知」
 (財預 [2023] 76号、2023年8月25日発布・実施)

中小企業に対する財政・租税面の支援策。当面、国際経済の情勢は複雑であり、国内経済は回復の基礎が不安定であるとして、支援策の実施強化を地方に通知したものの。

■この通知では、①税・行政費用の負担軽減、②財政政策と金融政策の協調、③財政資金による発展の支援、④政府調達・雇用面における支援の強化、⑤財政部門の対応改善の面で、14項目の支援策が挙げられている。主なものは以下の通り。

- ・ 税・行政費用の軽減措置の適時、完全な実施
- ・ 税・行政費用の不当・不適切な徴収の防止
- ・ 起業に対する担保付き貸付における利子の補填の実施
- ・ 政府系融資保証機構による支援の強化
- ・ 中央財政の“中小企業発展専門資金”による“小さな巨人”企業への発展支援
- ・ 中央財政による“中小企業デジタル化変革に向けた都市パイロットプロジェクト”に対する補助金の交付
- ・ “国家中小企業発展基金”によるシード期、スタートアップ期の中小企業に対する発展支援
- ・ 中小企業に対する政府調達による支援策の強化(400万元を超える技術調達プロジェクトについては、中小企業への割当比率を2025年末までに30%以上から40%以上に引き上げる)
- ・ 中小・零細企業の雇用の奨励(大学卒業後2年以内の未就業者を雇用した企業に対する補助金の交付、条件に適合する企業に納付した失業保険料の60%の還付など)
- ・ 建設工事プロジェクトに参加する中小企業に対する工事代金の支払いの保証

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://yss.mof.gov.cn/zhengceguizhang/202308/t20230824_3903984.htm

【税】
○「個人所得税に関わる特別項目の追加控除基準の引き上げに関する国務院の通知」(国発[2023]13号、2023年8月28日発布、2023年1月1日実施)
<p>個人所得税の減税措置。乳幼児養育費、子供の教育費、高齢者扶養費の所得控除額を引き上げるもの。新たな減税措置で、2023年1月1日から遡及実施する。</p> <p>■通知の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3歳以下の乳幼児の養育費に対する追加控除基準を1人当たり毎月1,000元から2,000元に引き上げる。 ② 子供の教育費の追加控除基準を1人当たり毎月1,000元から2,000元に引き上げる。 ③ 高齢者扶養費の追加控除基準を毎月2,000元から3,000元に引き上げる。扶養者が一人っ子的場合は毎月3,000元の定額控除とし、一人っ子以外の子供と兄弟姉妹は総額で毎月3,000元とするが、1人当たりの上限は毎月1,500元とする。 <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6901206.htm</p>

[規則]

【税】
○「越境電子商取引(EC)における輸出積み戻し商品に対する租税政策の延長実施に関する公告」(財政部・税関総署・国家税務総局2023年第34号、2023年8月22日発布・施行)
<p>2023年1月30日から越境ECにおける輸出商品が、輸出日から6カ月以内に販売不可、返品などの理由により元の状態で積み戻された場合、輸入関税・輸入増値税・消費税を免除するなどの措置が実施されているが、その実施期限を2024年1月30日から2025年12月31日まで延長するもの(注:2023年1月30日から実施されている措置の概要については、本誌2023年3月号(第205号)の本欄の解説を参照)。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n377/c5211332/content.html</p>
○「研究開発機構の設備調達に対する増値税政策に関する公告」(財政部・商務部・国家税務総局公告2023年第41号、2023年9月5日公布・施行)
<p>外資を含む研究開発センターに対する国産設備購入時における仕入増値税を全額還付するという優遇措置の実施期限を延長するもの。この優遇措置は1999年から一定の期間ごとに実施されているもので、これまでの実施期限は2023年12月31日までとなっていたが、今回の公告により2027年12月31日までとされた。</p>

	<p>■対象となる外資研究開発センターの条件は、以下の3条件を同時に満たすこととされている。</p> <p>① 独立法人の場合は総投資額が800万ドル以上、法人内の部門や支店の場合は研究開発費が800万ドル以上であること。</p> <p>② 研究・試験開発要員が80名以上（現在の条件は150名以上）であること。</p> <p>③ 累計の設備購入額（原価）が2,000万元以上であること。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202309/t20230904_3905372.htm</p>
<p>○「先進製造業の企業に対する増値税追加控除政策に関する公告」(財政部・国家税務総局公告2023年第43号、2023年9月3日公布・施行)</p>	
	<p>「先進製造業」の企業に対する増値税仕入税額を追加控除する優遇措置。「先進製造業」の企業とは、政府に認定された製造業の「高新技術企業」とその分支機構（注：支店など）で、2027年12月31日までの期限で当期控除可能仕入税額に5%を加算して控除を認めるもの。現在、「生産型サービス業」と「生活型サービス業」の企業に対して2023年12月31日までの期限でそれぞれ5%と10%の追加控除を認める措置が実施されているが、新たに「高新技術企業」の製造業の企業も対象とされた。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5211663/content.html</p>
<p>○「設備、機器の控除に関する企業所得税政策に関する公告」財政部・国家税務総局公告2023年第37号、2023年9月4日公布、2024年1月1日施行)</p>	
	<p>企業の設備投資に対する企業所得税の控除についての優遇措置。この措置は2014年から一定期間実施されており、現在は2023年12月31日までとされているが、新たに2024年1月1日から2027年12月31日までの期限で実施される。</p> <p>■優遇措置の内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が新たに単体価格500万元以下の設備・機器（注）を購入した場合、当期費用への一括計上を認める。（注）設備・機器は、建物・建築物以外の固定資産を指す。 ・ 同じく500万元を超える設備・機器を購入した場合は、償却年数の短縮または加速度償却を認める。（注）償却年数の短縮は法定年数の60%までとされ、加速度償却は200%定率法または級数法の採用を指す。 <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202309/t20230904_3905381.htm</p>

○「住民の住宅買い換えに関する個人所得税政策の延長実施に関する公告」(財政部・国家税務総局・住宅都市農村建設部公告 2023 年第 28 号、2023 年 8 月 18 日公布、2024 年 1 月 1 日施行)

個人の住宅買い換えに対する個人所得税の優遇措置の実施期限を 2023 年 12 月 31 日から 2025 年 12 月 31 日に延長するもの。

■優遇措置の内容は、以下の通り。

- ・ 個人が所有する住宅を売却して 1 年以内に新たに購入する際、住宅の購入額が売却額に対して同額以上の場合、売却により納付した個人所得税を全額還付する。売却額と同額未満の場合は、売却額に対する購入額の比率で個人所得税を還付する。
- ・ 売却額は市場取引価格とする。購入額は新築の場合は住宅・都市農村建設部門にオンラインで届け出た購入契約に記載される取引価格とし、中古の場合は取引価格とする。
- ・ この優遇措置の適用は、①売却する住宅と購入する住宅が同じ都市(直轄市、副省級市(注：全国 15 カ所の指定大都市)、地級市(注：省・自治区の中の中都市)の範囲内にあること、②住宅を売却した個人は購入した住宅の所有者か所有者の 1 人であることを条件とする。

■原文は下記サイトをご参照。

http://www.news.cn/fortune/2023-08/25/c_1129823918.htm

○「年 1 回の賞与に対する個人所得税政策の延長実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2023 年第 30 号、2023 年 8 月 18 日公布・施行)

中国の居住者個人が取得する年 1 回の賞与に対する個人所得税の優遇措置の実施期限を延長するもの。この優遇措置は、当年の総合所得(注：給与、役務報酬、原稿料収入、特許権使用料)に算入せず、12 カ月で割った金額を単独の所得として税額を計算し、納税する。2018 年の「個人所得税法」改正に伴い、当初は 2021 年末まで実施され、その後、2023 年末までの期限で実施されているが、さらに 2027 年末まで延長する。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5211242/content.html>

○「個人所得税の総合所得の確定申告に対する政策の延長実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2023 年第 32 号、2023 年 8 月 28 日公布・施行)

上記に同じく、中国に居住する個人が取得する総合所得(注：給与、役務報酬、原稿料収入、特許権使用料)の確定申告を免除する優遇措置。この措置は、年度総合所得が 12 万元を超えず確定申告により追納が必要な場合、または追納額が 400 元を超えない場合に、総合所得の確定申告を免除するもの。これも 2023 年末までの期限で実施されているが、さらに 2027 年末まで延長する。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230828_3904331.htm

○「外国籍個人の手当に対する個人所得税政策の延長実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2023 年第 29 号、2023 年 8 月 29 日公布・施行)

上記に同じく、中国に居住する外国籍個人が取得する手当・補助金に対する優遇措置。この措置は、住宅補助、語学訓練費、子供の教育費などの手当・補助金について、個人所得税の追加控除か、手当・補助金の免税のうちどちらかを選択できるというもの。これも 2023 年末までの期限で実施されているが、さらに 2027 年末まで延長する。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230828_3904329.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

項目	単位	2022年				2023年							
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	(1-3月) 4.5			(4-6月) 6.3			-	-
固定資産投資*	前年同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	-	5.5	5.1	4.7	4.0	3.8	3.4	3.2
第一次産業	前年同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5	0.5	0.3	0.1	0.1	▲ 0.9	▲ 1.3
第二次産業	前年同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1	8.7	8.4	8.8	8.9	8.5	8.8
第三次産業	前年同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	-	3.8	3.6	3.1	2.0	1.6	1.2	0.9
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	-	2.4	3.9	5.6	3.5	4.4	3.7	4.5
社会消費財小売総額***	前年同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	-	3.5	10.6	18.4	12.7	3.1	2.5	4.6
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0	0.7	0.1	0.2	0.0	▲ 0.3	0.1
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 4.6	▲ 5.4	▲ 4.4	▲ 3.0
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0	3,155.9	2,954.2	2,835.0	2,853.2	2,817.6	2,848.7
前年同月比%		15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲ 6.8	14.8	8.5	▲ 7.5	▲ 12.4	▲ 14.5	▲ 8.8
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2	2,274.0	2,052.1	2,176.9	2,147.0	2,011.6	2,165.1
前年同月比%		9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲ 10.2	▲ 1.4	▲ 7.9	▲ 4.5	▲ 6.8	▲ 12.4	▲ 7.3
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9	881.9	902.1	658.1	706.2	806.0	683.6
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	590.9	1,107.9	1,536.9	1,873.6	174.2	208.2	-	-	108.4	-	-	-
前年同月比%		31.7	21.8	18.9	8.0	10.0	▲ 5.5	-	-	▲ 18.5	-	-	-
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332	31,839	32,048	31,765	31,930	32,043	31,601
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6	5.3	5.2	5.2	5.2	5.3	5.2
国内自動車販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6	245.1	215.9	238.2	262.2	238.7	258.2
前年同月比%		0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0	13.5	9.7	82.7	27.9	4.8	▲ 1.4	8.4
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.1	52.6	51.9	49.2	48.8	49.0	49.3	49.7
非製造業	-	-	-	-	-	54.4	56.3	58.2	56.4	54.5	53.2	51.5	51.0

* : 年初からの累計ベース。

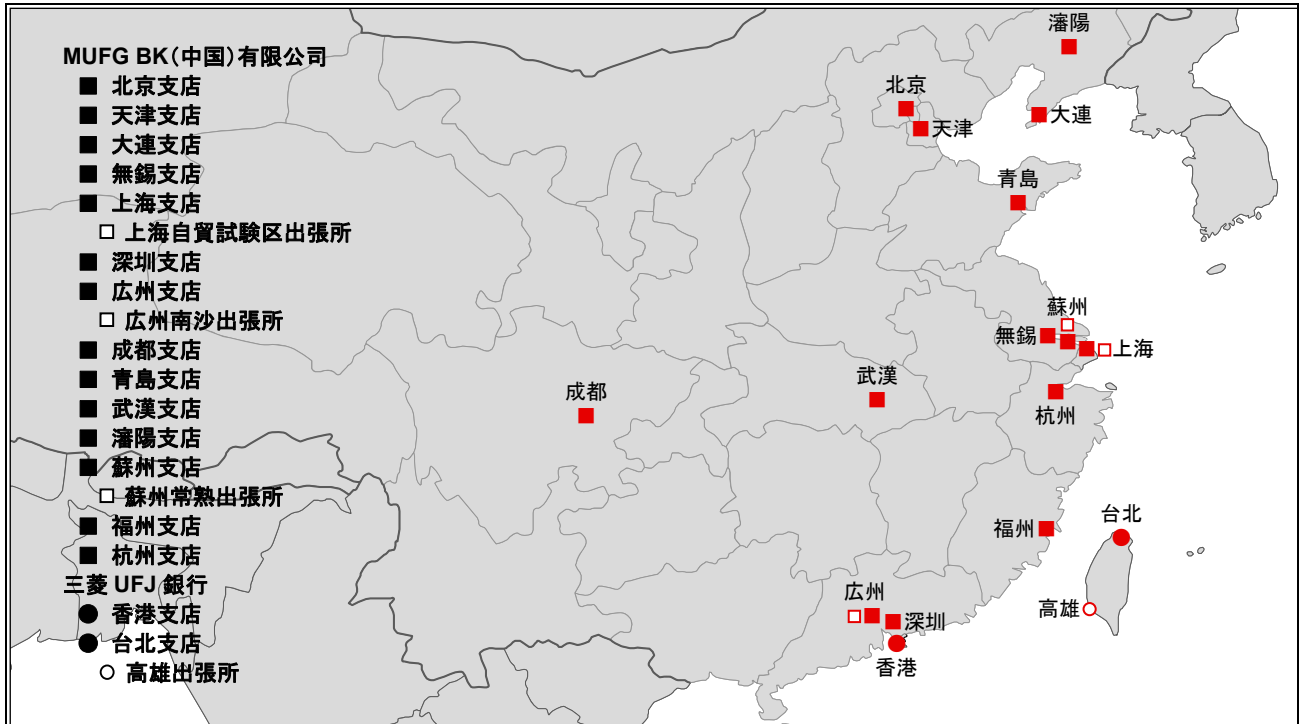
** : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。2023/4/20 と 2023/7/19、2023/9/15 の商務部発表では、ドル建て数値が開示されていなかったため、2023年3月分・4月分・6月分・7月分・8月分は未算出。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023年10月16日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。